

事 務 連 絡

令和8年5月8日

事業者団体 各位

国土交通省 物流・自動車局

貨 物 流 通 事 業 課 長

旅 客 課 長

自 動 車 整 備 課 長

高品位尿素水（AdBlue®等）等の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、高品位尿素水（AdBlue®等）等の自動車関連製品（以下「高品位尿素水等」という。）について、その容器等に起因して安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しております。

これら石油化学製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し

を要請しているところです。

併せて、高品位尿素水等については、国土交通省や経済産業省において、燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもってバス、タクシー、トラック事業者、自動車整備事業者に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼を踏まえ、高品位尿素水等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、必要に応じ、国土交通省の相談窓口を高品位尿素水等に関する供給元や今後の調達見込みなど、サプライチェーンに関する情報を提供いただきますよう、貴団体より会員各位への周知をお願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、発注を平年度と同程度にするなど需給状況の改善に向けた取組についても周知をお願い申し上げます。

(参考) 相談窓口について

1. 情報提供の連絡先

①バス関係

hqt-ryokaku_pc★gxb.mlit.go.jp

②タクシー関係

hqt-ryokaku_pc★gxb.mlit.go.jp

③トラック関係

hqt-g_tpb_kmt3★gxb.mlit.go.jp

④自動車整備関係

hqt-jidoshaseibi-kankyo★gxb.mlit.go.jp

※ [★] を [0] に置き換えてください。

2. 情報提供いただく内容

供給元、対象物資、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱い

相談窓口に寄せられた情報については、経済産業省等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・
扱いについて確認をさせていただく場合があります。